



携帯電話不正利用防止法に基づく 本人確認の見直しの方向性(案)

令和6年6月20日
総合通信基盤局

対面における電子的な確認方法

- マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載の仕組み（カード代替電磁的記録）の活用を進めるべき（辻構成員、山根構成員ほか）
- 対面におけるICチップの読み取りによる確認方法の導入に当たっては、単にICチップを読み取ることとを要件とするのではなく、セキュアなICチップに格納された本人特定事項を券面情報等と照合するなど、セキュリティの確保されたICチップの中の情報を確認する方法とすべき（辻構成員、山根構成員ほか）

非電子的な確認方法の在り方

- 何らかのやむを得ない理由により、ICチップ付き本人確認書類を所持できない場合など、代替手段として非電子的な確認方法を認めることは考えられる（鎮目構成員ほか）
- 非電子的な確認方法は、あくまで例外的な確認方法とし、やむを得ない場合に限り、補充的に利用できることとすべきではないか（鎮目構成員、星構成員、山根構成員、大谷構成員ほか）
- 非電子的な確認方法の検討に当たっては、電子的な確認方法と比較して悪用リスクが高くなるように、検証を行う必要がある（中原構成員ほか）

他の事業者への依拠の在り方

- 他の事業者への依拠の検討に当たっては、当該事業者における身元確認レベルが一定以上（例えば、公的個人認証等で確認済み）であることを確認できた場合に限り依拠を行うこととすべき（辻構成員、大谷構成員、沢田構成員ほか）

① 自然人の本人確認方法

- 非対面における券面を確認する方法（写しの送付方式、eKYC厚み方式）の廃止
- 対面における電子的な確認方法（ICチップの読み取り等）の義務化（特定事項伝達型本人限定受取郵便を含む）
- カード代替電磁的記録（マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載）の活用による確認方法の導入
- 例外的な確認方法としての非電子的な確認方法の存置

② 法人の本人確認方法

- 登記情報提供サービスとの連携による確認方法の導入
- 法人の契約担当者（代表者等）の本人確認における電子証明書の導入

③ 過去の確認結果への依拠

- 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者への依拠の導入
- 当人認証レベルの確保（多要素認証等）
- 継続的顧客管理による確認記録の更新（住所変更の確認記録への反映等）

④ その他の見直し事項

- 譲渡時・貸与時本人確認における同様の見直し
- 電子的確認方法における確認記録への保存の在り方の見直し
- 警察からの求めに基づく契約者確認方法の見直し
- 犯罪収益移転防止法との整合性の確保



十分な準備期間を確保した上で省令改正の施行時期を決定する。

デジタルデバイス等への対応

- デジタル技術の活用が難しい高齢者等の利用者への対応や災害時（通信障害時）の対応として、別の方法を準備するのではなく、デジタル化した方法に対応できるよう、サポートが必要ではないか。

本人確認の意義に係る周知広報

- 携帯電話不正利用防止法の目的や、契約時の本人確認の意義・重要性について、利用者に対する説明を行うとともに、周知広報を進めるべき。

※参考 携帯電話不正利用防止法 目的規定
(目的)

第一条 この法律は、携帯音声通信事業者による携帯音声通信役務の提供を内容とする契約の締結時等における本人確認に関する措置、通話可能端末設備等の譲渡等に関する措置等を定めることにより、**携帯音声通信事業者による契約者の管理体制の整備の促進及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止を図ることを目的とする。**

参考:本人確認の保証レベル

行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラインによると、身元確認、当人認証、双方ともにその信頼性を3つのレベルに分けて評価し、低く評価されたほうのレベルを本人確認の保証レベルとみなす

保証レベル	身元確認レベル (Identity Assurance Level / IAL)	当人認証レベル (Authenticator Assurance Level / AAL)
レベル3 身元が対面で確認され 信用度が非常に高い	<ul style="list-style-type: none"> 写真付き身分証明書の対面での確認 公的な台帳との照合 重複登録ではないことの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の認証要素による認証(多要素認証) 暗号プロトコル 耐タンパー性のあるハードウェア 
レベル2 身元が遠隔又は対面で確認され 信用度が相当程度ある	<ul style="list-style-type: none"> 公的な台帳との照合、もしくは公的証明書の添付 電子署名もしくは署名捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の認証要素による認証(多要素認証)  <p>SMS認証等</p>
レベル1 信用度ほとんどなし 自己表明相当	<ul style="list-style-type: none"> 電子メールの到達確認 	<ul style="list-style-type: none"> 単要素による認証  <p>PASSWORD...</p>

用語 (規則第1条)

- 電子署名、電子証明書¹の定義の在り方

自然人の本人確認方法 (規則第3条第1項第1号)**【非対面】**

- 写しの送付 + 転送不要郵便方式の廃止 (規則§3(1)①へ)
- eKYC厚み方式の廃止 (規則§3(1)①ハ)
- 特定事項伝達型本人限定受取郵便 (§3(1)①ト) における電子的な確認方法

【対面】

- 対面提示 (規則§3(1)①イ) における電子的な確認方法の導入
 - ICチップを読み取る方法 (真贋判定機、券面事項表示ソフトウェア等)
 - 電子証明書を確認する方法
 - スマートフォンに格納された本人確認情報 (カード代替電磁的記録) を活用する方法

【非電子的方法】

- 対面における非電子的方法 (代替手段) の在り方
- 原本送付 + 転送不要郵便方式 (規則§3(1)①ホ) の取扱い

法人の本人確認方法 (規則第3条第1項第2号)

- 登記情報提供サービスとの連携による確認方法の導入
 - (参考) 犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第3号ロ
 - ロ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第三条第二項に規定する指定法人から登記情報(同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。)の送信を受ける方法(当該法人の代表者等(当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)
- その他電子的な確認方法の検討 (例: gBizID等)

その他の確認方法 (規則第3条第2項～第5項)

- 既契約者と契約を締結する際の確認方法の在り方
 - 当人認証レベルの確保の在り方
 - 継続的顧客管理との連携 (住所変更の確認記録への反映等)

代表者等の本人確認方法 (規則第4条)

- 自然人の本人確認と同様の見直し
- 電子証明書を確認する方法の導入
- 既契約者 (法人) と契約を締結する際の確認方法の在り方

他の事業者への依拠の在り方

- 引き落とし先の銀行の本人確認への依拠
- 決済手段のクレジットカードの本人確認への依拠
- 他の携帯音声通信事業者の本人確認への依拠
- MNPの際の転出元の本人確認との連携
- 身元確認レベル／当人認証レベルの確保の在り方

公的個人認証等で確認済みであることの確認

- 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者（PF事業者・SP事業者）への依拠
- 当人認証レベルの確保の在り方

自然人の本人確認書類（規則第5条第1項第1号）

- ICチップの有無による本人確認書類の取扱い
- 写真のない本人確認書類の取扱い
- 原本送付方式に使用可能な本人確認書類の取扱い

本人確認記録（規則第8条）

- 継続的顧客管理との連携（住所変更の確認記録への反映等）

本人確認に用いた書類等の保存（規則第10条）

- 電子的確認方法における保存の在り方

譲渡時本人確認の方法（規則第11条）

- 役務提供契約締結時の確認方法と同様の見直し

契約者確認の方法（規則第13・14条）

- 電子的な確認方法の導入
- 遠隔地居住の際の確認方法の在り方

貸与時本人確認の方法（規則第19・20条）

- 役務提供契約締結時の確認方法と同様の見直し

(参考) 本人確認方法 (携帯法施行規則第3条第1項第1号)

		携帯法施行規則第3条 (本人確認方法) 第1項第1号 (自然人)	対応
対面	書類 (第三者入手不可) の提示	イ 当該自然人又はその代表者等 (法第三条第二項 (法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。) にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。) から <u>第五条第一項第一号 (ニ及びヘを除く。)</u> 又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの <u>同項第一号ホ</u> に掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。	
	書類 (第三者入手可能) の提示 + 転送不要郵便等	ロ 当該自然人若しくはその代表者等から <u>第五条第一項第一号ニ若しくはヘ</u> に掲げる書類の提示又はその代表者等から <u>同号ホ</u> に掲げるもの (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、当該自然人との役務提供契約に係る携帯音声通信端末設備若しくは契約者特定記録媒体又は当該役務提供契約の締結に係る文書 (以下「携帯音声通信端末設備等」という。) を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法	
非対面	書類の画像 + 容貌	ハ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法	精巧に変偽造される悪用事例に鑑み廃止
	ICチップ + 容貌	ニ 当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類 (氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路 (半導体集積回路の回路配置に関する法律 (昭和六十年法律第四十三号) 第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。) が組み込まれたもの) に限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。) に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法	存置
	原本 + 転送不要郵便等	ホ 当該自然人又はその代表者等から <u>第五条第一項第一号ニ若しくはヘ</u> に掲げる書類又は同項第三号に規定するもの (一を限り発行又は発給されたものを除く。) の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法	存置
	写し + 転送不要郵便等	ヘ 当該自然人又はその代表者等から <u>第五条第一項第一号又は第三号</u> に規定する書類の <u>写し</u> の送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法	写しは変偽造が容易であり廃止
	特定事項伝達型本人限定郵便	ト 特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、当該自然人に対して、携帯音声通信端末設備等を送付する方法	存置
電子証明に係る電子証明書	チ 電子署名が行われた情報の送信を受けて役務提供契約を締結する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を、当該自然人から受信する方法	存置	

(参考) 本人確認書類 (携帯法施行規則第5条)

		携帯法施行規則第5条 (本人確認書類) 第1項第1号 (自然人)	対応	
第三者入手不可	①ア	運転免許証 運転経歴証明書 在留カード マイナンバーカード	イ 道路交通法 (昭和三十五年法律第五号) 第九十二条第一項に規定する 運転免許証 若しくは同法第百四条の四第五項に規定する 運転経歴証明書 、出入国管理及び難民認定法 (昭和三十六年政令第三百十九号) 第十九条の三に規定する 在留カード 、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成三年法律第七十一号) 第七条第一項に規定する 特別永住者証明書 、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第七項に規定する 個人番号カード 、 旅券 等 (出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。) 又は同法第十四条の二第四項に規定する 船舶観光上陸許可書 (その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。)	赤字はICチップ付き (旅券には住居の記載がないため、ICチップにも住居データがない)
	②	被保険者証 医療受給者証 児童扶養手当証書	ロ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の 被保険者証 、 健康保険日雇特例被保険者手帳 、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の 組合員証 、私立学校教職員共済制度の 加入者証 又は 自衛官診療証 (いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)	
			ハ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳 (いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)	
第三者入手可能	③ア	第三者入手可能	ニ 印鑑登録証明書、 戸籍の附票の写し 、 住民票の写し 又は 住民票の記載事項証明書 (地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。)	
	①イ	その他 (写真あり)	ホ イからニまでに掲げる書類のほか、 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの	
	③イ	その他 (写真なし)	ヘ イからホまでに掲げる書類のほか、 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの	